



1 いじめ防止に向けた学校の考え方

（1）いじめの定義【いじめ防止対策推進法第二条】

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」

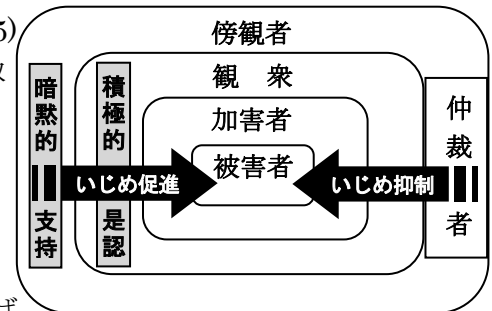
補足① 一定の人間関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級・部活動や塾・地域スポーツクラブなど、当該生徒との何らかの人間関係を指します。

補足② いじめの具体的な例として「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」「仲間はずれ、集団による無視」や「金品を盗まれる（窃盗）」「強く叩かれたり蹴られたりする（暴行・傷害）」「嫌なことや恥ずかしいこと危険なことをさせられたり、されたりする（強要）」「ネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる（名誉毀損・侮辱）」等の刑罰法令等に触れるものがあります。

（2）いじめに対する基本的な認識

■ 「いじめは、いつでも誰にでも起こり得る」

右は有名な森田洋二氏の「いじめ集団の四層構造」（1985）です。学校（教室）を舞台として「被害者」「加害者」を取り巻く「観衆」＝自分では直接手を下さないが周りで面白がり、時にははやし立てるなど積極的にいじめを是認している層と「傍観者」＝いじめを見ながら知らぬふりを装っていじめを暗黙的に支持している層からなっていると指摘しました。



また、国立教育政策研究所いじめ追跡調査(2013)によれば、小4～中3の6年間での被害経験 87.1%、加害経験 87.3%となっています。

■ 「いじめは、人間として絶対に許されない最も身近で深刻な人権侵害行為である」

*いじめは、時に被害者に深刻なダメージを与え、命にかかわる重大な結果をもたらす場合があります。

■ 「いじめは、潜在化しやすくアンケート調査や教育相談だけでは見落とす可能性がある」

（3）いじめを防止するための基本的な方向性

■ 「早期発見」「早期対応」から「未然防止」

本校では、定期的な教育相談やアンケート調査の実施、いじめを見逃さないための体制強化、教職員の人権意識の醸成を目指した校内研修の実施など、いじめの「早期発見」「早期対応」に向けて重点的な取組を行い一定の効果を上げてきました。今後は、「未然防止」の観点を重視し、小中一貫ブロック（六浦小・瀬ヶ崎小）が一体となり、一人ひとりの児童生徒の自己有用感・人権意識・規範意識を育成するとともに、「集団の正義」を確立するための自治的な学級・学校風土づくりなどを研究・推進していきたいと考えています。

【本校の状況（「全校いじめアンケート」から抜粋）】

Q いじめがあると思いますか。

[2013.7 実施]	・ある (3.5%)	・分からない (17.2%)	・ない (79.2%)
[2017.5 実施]	・ある (2.5%)	・分からない (12.3%)	・ない (85.0%)

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置します。

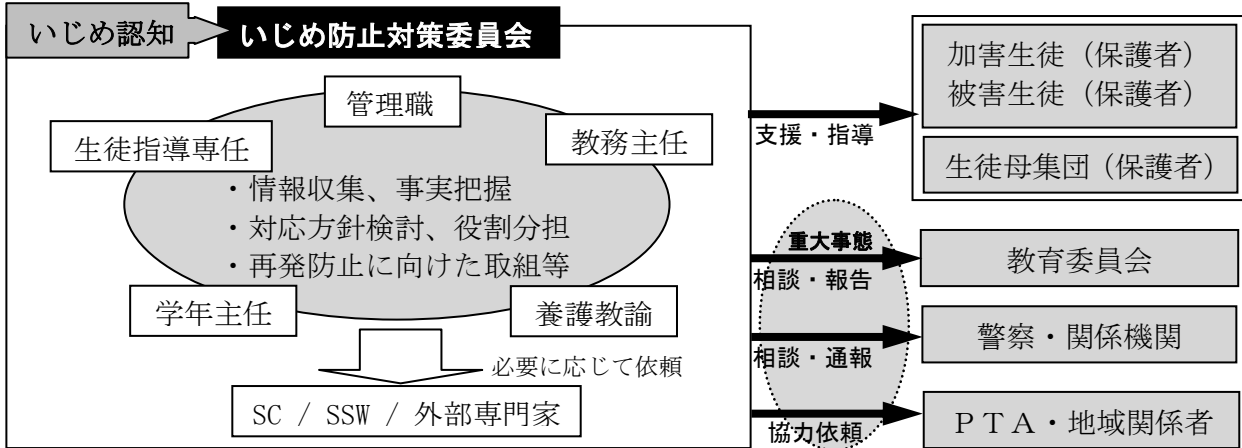
構成員 ・ 学校長 副校長 教務主任 生徒指導専任 学年主任 養護教諭

*必要に応じてスクールカウンセラー(SC) スクールソーシャルワーカー(SSW)等の参加を求めます。

(2) いじめ防止対策委員会の役割等

役割 ・ いじめに関する情報収集・事実把握・記録、対応に関する中核的機能、再発防止への取組 等

イメージ図



- ・ 正確な事実把握、当事者への適切な支援・指導を行い「人間関係の再出発」を促します。
- ・ 母集団等（観衆・傍観者）に対しても問題提起し、「集団の正義」の確立を図り再発防止を促します。
- ・ いじめが犯罪行為と認められる場合や児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合には、直ちに教育委員会・警察へ報告・通報します。
- ・ また、重大事態が発生したときには、「再発防止」も視野に入れた調査を行い、いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告します。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) 「未然防止」の取組

- ・ 人権教育の推進：小中一貫ブロックの9年間で取り組む人権意識と規範意識の育成
- ・ 「六中6つの『あ』」の徹底：「あいさつ」「当たり前の生活」「相手意識」等の意識化・内面化
- ・ 授業改善：生徒による授業評価に基づく「分かりやすさ」10ポイントup等
- ・ 自己有用感の醸成：YPアセスメントを活用した生徒の社会的スキル育成状況の把握と改善への取組
- ・ 生徒が主役の学校作り：学級（学年）・生徒会での自治的活動の推進と部活動の更なる活性化

生徒会本部役員の意見

- ・ 広報誌「ひらかた」で新1入生へいじめについての取組を周知
- ・ 朝のあいさつ運動を今まで以上に笑顔で ・ 六中6つの「あ」の徹底（特に「相手意識」）

- ・ 体験的活動の重視：1年東京遠足、2年自然教室、3年修学旅行、地域祭礼参加等
- ・ 人権週間での取組：人権標語の募集、「心・命・環境」に関する啓発活動、プルトップ収集等
- ・ 「朝のあいさつ運動」の実施：PTA・地域・関係機関と協働した取組

(2) 「早期発見」「早期対応」の取組（年間計画）

- ・ 教育相談週間の設定（年3回）：4月・9月・1月
- ・ いじめに関する校内アンケート実施（年3年）：5月・9月・1月
- ・ いじめ解決一斉キャンペーン実施（全市）：11月
- ・ YPアセスメントの実施（年2回）：7月・2月
- ・ インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進：9月

*必要があると認められる場合には、本方針を改定し、改めて公表します。